

## 2015 年度介護報酬改定、徹底解説

西村 信夫

日時 2015 年 3 月 22 日（日）12：05～17：40

場所 東京都千代田神田駿河台 4-6 ソラシテイカンファレンスセンター（東京・お茶の水）

主催 日経ヘルスケア

講師 小濱道博 小濱介護経営事務所・迫井正深 厚生労働省 老健局 老人保健課長

### 2015 年介護報酬改定のインパクトと勝ち残るための介護事業戦略

介護報酬改定率▲2, 27% （過去最大の下げ幅）

（うち、在宅分▲1, 42%、施設分▲0, 85%）

- ・ 介護職員処遇改善加算の拡充（月+1, 2 万円相当）+1, 65%
- ・ 中重度の要介護者や認知症高齢者に対し良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算+0, 56%

厚労省は 15 年度からの新しい介護報酬を公表した。

全体の改定率は、介護職員の処遇改善分プラス 1, 65%、認知症・中重度への対応分プラス 0, 56%を含めた上でマイナス 2, 27%となり、**実質的には全体で 4, 48%もの大幅な報酬引き下げられる**。中でもデイサービス、特定施設、特養はマイナス 6%と、過去にないマイナス幅となっており、小規模デイ（▲9%）、予防デイ（▲20%～▲22%）になって、事業継続に影響を与えるほどのマイナス幅が示されている。介護事業者にとっては、事業の見直しが迫られている内容である。

＜今回の改定は大きく 3 つの視点から報酬や基準の見直しが行われている＞

- ① 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化。
- ② 介護人材確保対策の推進。
- ③ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

## 居宅介護支援

居宅介護支援では、認知症加算（150 単位）と独居高齢者加算（150 単位）を本体報酬に包括化。これにより基本報酬は、要介護 1, 2 は（1,042 単位、+3, 6%）、要介護 3～5 は 1,353 単位（1,303 単位、+3, 5%）に引き上げとなった。

特定事業所加算は 3 種類に細分化され、すべてに人材育成の体制整備の算定要件が追加され、人員配置も強化される。

- ① 単位数は（500 単位）は据え置きで、主任ケアマネの配置を 1 名以上から 2 名以上に見なおし。
- ② ケアマネージャーの配置を 3 名以上（現行 2 名以上）に変更、単位数は 400 単位（300 単位）に引き上げ。

## 訪問介護

訪問介護は基本報酬が身体介護、生活援助とも 4%引き下げられる。身体介護では「20 分未満」が 165 単位（171 単位、▲3, 6%）20 分以上 30 分未満」が 245 単位、255 単位▲4, 0%）「30 分以上 1 時間未満が 388 単位（404 単位、▲4, 0%）の下げ幅に対し、生活援助は「20 分以上 45 分未満」が 183 単位（191 単位、▲4, 2%）「45 分以上」が 225 単位（236 単位、▲4, 7%）と生活援助の引き下げ幅が大きくなっている。また、介護予防訪問介護もそれぞれ 4%の引き下げとなっている。

## 通所介護

今回の報酬改定で最も影響受けるのが通所介護である。

基本報酬が 7 時間以上 9 時間未満の要介護 3 で見た場合、小規模が 9%の引き下げ、さらに衝撃的なのが、予防デイの基本報酬単価だ。

要支援 1 は▲22, 2%要支援 2 は▲20, 3%と 2 割を超える単価の引き下げとなっている。さらに、特定施設の要支援 3 2, 5% 予防リハビリテーション 25%前後。

予防通所介護が 22, 2%下がり事業体系が大きく変わる。

また、小規模デイサービスも 10%近いダウンで、訪問看護、病院診療所は 1%上がった。

こうした厳しい見直しの中で、事業の運命を握るのが新設された加算の取得である。

認知症高齢者積極的な受け入れを評価する認知症加算は 60 単位/日、中重度の受け入れを評価する中重度ケア体制加算は 45 単位/日。個別機能訓練加算は、(I) が 46 単位/ (42 単位)、(II) が 56 単位/日 (50 単位) に設定された。

4 月からは特定施設にもサービス提供加算が算定できるようになる。また認知症高齢者の積極的な促進するために、認知症専門ケア加算を新たに創設。看取り加算の拡充なども行われ、これらの加算が経営的に重要になる

## 2015年8月から利用者負担が1割から2割になる。

年間の年金収入が単身で280万円以上の方が2割に

夫と専業主婦の妻のモデル世帯では年収359万円以上2割に

<高齢者の5人に1人が対象になると推計されている>

現在、小規模デイサービス、要介護1の方に7時間以上～9時間未満サービス提供すると基本報酬が815、利用者が1回のデイサービスを約800円払い場合、1回のデイサービスが1,600円になる。特別養護老人ホームも4人部屋は1日470円自己負担が発生する。高齢者の年金は2年半かけて2,5%下げる。利用者の利用控えがすすむのでは・・・

### 補足給付の見直し

預貯金等（単身で1000万円超、夫婦では2000万円超程度を想定）がある場合には対象外一本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティを設ける。

配偶者の所得：施設入所に際し世帯分離が行われていることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外。

※ 世帯分離されたとしてもその所得を勘案し、同住所か否か、同一市町村に住所を有するか否かにかかわらず、配偶者の住民税が課税されておれば補足給付の対象とはならない。

※ これによって、現在世帯分離し補足給付対象の方で来年8月以降、その対象から外れる人が多く出ると予想される。

意見 介護保険サービスごとに事業者が受け取る報酬が改定された。特別養護老人ホームなどの施設の報酬単価は大幅削減し、さらに通所サービスの報酬単価は2割から3割削減される。在宅サービス、認知症加算は増やすなど事業者にとっては経営方針の見直しが求められてる。

27年4月から介護保険料も杵藤地区管内では平均1,000円～1,100円大幅引き上げられる。また、8月から介護にかかる利用者負担も1割から2割に引き上げられる。

とりわけ、要支援1,2の高齢者に提供される訪問介護と通所介護については4月以降保険給付から市町村事業へと移行されることから、本市でも要支援者に対するサービスが低下しないよう取り組みと必要な人員体制を確保することが求められる。